

千葉県報

号外
令和5年3月31日

号外第30号

千葉県報

令和5年3月31日(金曜日)

主要目次

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則	一
個人情報保護に関する法律施行令第二十八条第四項の方法を定める規則	三
個人情報保護に関する法律施行条例施行規則	三
千葉県庁議規則の一部を改正する規則	三
職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	四
使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	四
千葉県行政文書管理規則の一部を改正する規則	四
知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	四
知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則	五
告示	五
平成五年千葉県告示第八百二十七号等を廃止する告示	五
訓令	五
千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	五
千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	五
千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令	六
千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令	七
千葉県職員健康管理規程の一部を改正する訓令	八

規則

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十号

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次の各号に掲げる法律又は条例の規定による立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十九条
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十二条第一項
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第五条第一項、第十一条第一項及び第十七条第一項
- 四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の十第三項及び第四項
- 五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第一項及び第二十二條第一項
- 六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第一項並びに第九条の三第一項及び第二項
- 七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十七條第一項及び第四十三條第一項
- 八 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十五條第一項、第二十二條第二項、第二十四條第二項及び第二十九條第一項
- 九 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第十三條第一項
- 十 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第十三條第一項（同条例第十九條第二項及び第二十四條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十八條第一項
- 十一 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第十七條第一項
- 十二 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第十九條第一項
- 十三 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）第十四條第二項
- 十四 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第三十七條第一項、第五十四條第一項及び第五十六條の九第一項
- 十五 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第二十八條第一項
- 十六 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第六十四條第一項
- 十七 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号）第十五條第一項
- 十八 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第二十八條第一項
- 十九 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号）第十条第三項（同条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項
- 二十 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号）第六条第一項

別記様式

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 氏 名	年 月 日	年 月 日	生 日
生 年 月 日	年 月 日	日 交付	日 限り有効
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
千葉県知事 			

写 真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のあ
る法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「ー」を記載すること。
- 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 裏面には、参照条文を記載することができる。

- 二十一 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(平成十九年千葉県条例第五十三号)第十二条第一項
 - 二十二 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例(平成十九年千葉県条例第七十二号)第三十五条第一項
 - 二十三 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例(平成二十二年千葉県条例第四号)第二十六条第一項
 - 二十四 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例(平成二十六年千葉県条例第五十五号)第十一条第一項
 - 二十五 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例(平成三十年千葉県条例第四十五号)第十四条第一項
- 附 則**
- (施行期日)
- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の廃止)
 - 環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和四年千葉県規則第五十二号)は、廃止する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際現に交付されている前項の規定による廃止前の環境関係条例に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の規定による身分を示す証明書は、この規則の規定による身分を示す証明書とみなす。

個人情報の保護に関する法律施行令第二十八条第四項の方法を定める規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十一号

個人情報の保護に関する法律施行令第二十八条第四項の方法を定める規則

個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第二十八条第四項の規則で定める方法は、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十二号

個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第二条 実施機関(条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)は、条例個人情報ファイル(条例第三条第一項に規定する条例個人情報ファイルをいう。以下同じ。)(同条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により条例個人情報ファイル簿(同条第一項に規定する条例個人情報ファイル簿をいう。以下同じ。)に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例個人情報ファイル簿は、実施機関が保有している条例個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した条例個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその条例個人情報ファイルが個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)第七十四条第二項第九号に該当しなくなったときは、遅滞なく、当該条例個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 実施機関は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを備え置いて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る条例個人情報ファイル又は同項第二号に係る条例個人情報ファイルの別

二 法第六十条第二項第一号に係る条例個人情報ファイルについて、次項に規定する条例個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第三条第二項第三号の規則で定める条例個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る条例個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲(条例第三条第一項第四号に規定する記録範囲をいう。以下同じ。)が条例第三条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る条例個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(氏名が開示の対象とならない警察職員)

第三条 条例第四条の規則で定める警察職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 警部補以下の階級にある警察官

二 前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に実施機関が保有している条例個人情報ファイルについての第二条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

千葉県庁議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十三号

千葉県庁議規則の一部を改正する規則

千葉県庁議規則(昭和四十三年千葉県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項中、「政策調整担当部長」を削り、「政策調整・観光担当部長」を「地域産業推進・観光担当部長」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十四号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年千葉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第四条第一項の表中「健康危機対策監」を「健康危機対策監 ことども家庭対策監」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十五号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則(昭和三十二年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十五号及び第百十六号を削り、第百十四号の二を第百十六号とし、第百十四号の次に次の一号を加える。

百十五 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料(公営企業管理者との行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に係るものを除く。)

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十六号

千葉県行政文書管理規則の一部を改正する規則

千葉県行政文書管理規則(平成十三年千葉県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号口中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規

則」に、「。以下「施設及び電磁的記録を定める規則」という。」第二条に」を「」に改め、同号ハを削る。

第十二条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第百二條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に千葉県行政文書管理規則(以下「規則」という。)第二条第四号に規定する職員(以下「職員」という。)が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして同条第一号に規定する本庁及び同条第二号に規定する出先機関が保有しているもの(改正前の規則第二条第四号ハに掲げるものに限る。)は、改正後の規則第二条第四号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規則第二条第四号に規定する行政文書を含む規則第十一条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規則第十二条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十七号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成十三年千葉県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十八号

知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則等を廃止する規則

規則

次の各号に掲げる規則は、廃止する。

- 一 知事が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成五年千葉県規則第七十二号）
- 二 事業者が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成五年千葉県規則第七十三号）
- 三 千葉県個人情報保護条例第二条第三号の記述等並びに同条第五号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十四号）
- 四 千葉県個人情報保護条例第十七条第二号ハの警察職員を定める規則（平成十七年千葉県規則第六十五号）

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告

示

千葉県告示第百六十一号

次に掲げる告示は、廃止する。

なお、この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 平成五年千葉県告示第八百二十七号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）
- 二 平成八年千葉県告示第千三十号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）
- 三 平成十二年千葉県告示第六百七十五号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）
- 四 平成十四年千葉県告示第三百十五号（千葉県個人情報保護条例に基づく法人の指定）
- 五 平成二十年千葉県告示第三百九十四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）
- 六 平成二十一年千葉県告示第八十四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開

示請求を行うことができる個人情報）

七 平成二十一年千葉県告示第三百三十号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

八 平成二十四年千葉県告示第二百六十三号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

九 平成二十八年千葉県告示第四百三十七号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）

訓

令

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第二号

千葉県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

千葉県職員被服等貸与規程（昭和四十六年千葉県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一成田国際空港の建設に伴う現地調査等の業務に従事する職員の項中「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に改め、同表環境衛生監視業務又は廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の項中「廃棄物指導課」の下に「ヤード・残土対策課」を加え、同表ヤードの検査業務に従事する職員の項及び土砂等又は再生土の埋立て等の検査業務に従事する職員の項中「ヤード・残土対策課」に改める。

別表第二成田国際空港の建設に伴う現地調査等の業務に従事する職員の項中「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に改め、同表ヤードの検査業務に従事する職員の項及び土砂等又は再生土の埋立て等の検査業務に従事する職員の項中「廃棄物指導課」を「ヤード・残土対策課」に改める。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第三号

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

本 出先機関

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県職員人事事務取扱規程(昭和五十三年千葉県訓令第十八号の二)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七号、第八号及び第十六号」を「第六号及び第七号」に、「本条中」を「以下この条において」に改め、同条中第三号の二及び第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とし、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第九号中「(以下「単純労務職員」という。)」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十八号までを削り、第十九号を第十号とし、第十九号の二から第十九号の十二までを削り、第二十号を第十一号とし、同条第二十一号中「法第二十八条」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十八条若しくは第二十八条の二第一項本文)」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第二十二号を第十三号とし、第二十三号を第十四号とし、第二十四号を第十五号とし、第二十五号を削り、第二十六号を第十六号とし、第二十七号から第三十号までを削る。

第五条中「別表に」を「総務部人事課長が別に」に改め、「例によるものとする」を削り、同条ただし書を削る。

別記第一号様式中「~~書記、兼務、兼職等~~」を「~~兼務等~~」に、「~~別表に~~」を「~~総務部人事課長が別に~~」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第四号

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令

千葉県職員服務規程(平成十七年千葉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「健康危機対策監」の下に「、こども家庭対策監」を加える。

第四条第二項ただし書中「定年退職」を「退職」に、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条」に改める。

第八条第一項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

本庁
出先機関

第十一条中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、別記第三号様式(その二 所属長用)(表)を次のように改める。

項廃棄物指導課の目的次に次のように加える。

ヤード・残土対策課

ヤ

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第六号

千葉県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

千葉県職員健康管理規程(昭和四十一年千葉県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「総務部総務課長」を「総務部人事課長」に、「人事課長」を「人事課長」に改める。

第三十一条、第三十二条及び第三十五条中「総務課長」を「人事課長」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

本庁
出先機関

購読料 本号 一部

二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八